

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年10月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月17日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成29年11月10日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 双子池地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮東上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 湯谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本樋筋地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上地区	さぬき市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 太郎井堰地区	三木町産業振興課